

災害時の法律実務あれこれ

弁護士法人佐々木総合法律事務所 弁護士 佐々木 泉顕



Profile

佐々木 泉顕(ささき もとあき)氏

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所
TEL011-261-8455 FAX011-261-9188

- ・北海道町村会顧問
- ・社団法人札幌市医師会顧問
- ・北海道教育委員会顧問

はじめに

東日本大震災の発生から早くも半年近くが経つが、いまだに多くの方が避難生活を余儀なくされているし、復旧・復興が進んでいるようには感じられないのは私だけであろうか。今回の東日本大震災で北海道における死者は一人だけであったが、北海道がいつ東北・関東地区のような壊滅的被害を受けるとも限らないから、大災害の際に発生する法律問題について各分野にわたって研鑽しておくことは有益であろう。

一、瓦礫と所有権

瓦礫の撤去は遅々として進んでいないようであるが、地震により、隣家のBの所有家が倒壊し、Aの自宅敷地部分に瓦礫が残ったままになっている場合、Aが自分で瓦礫をゴミと判断して、撤去して捨てるのも良いのであろうか？

常識的には、瓦礫には財産価値のないゴミであるから、本来Bが処理すべきゴミをAが代わって捨ててあげたのであって、Bから感謝されても良さそうなものであるが、答えは、NOである。

当該瓦礫はAにとってはゴミであつても、Bにとっては自宅再築のために有効利用できる木材との可能性があるから、所有者であるBの承諾を得ずに撤去・処分した場合には財産権侵害として不法行為責任を追及される可能性が全くないとはいえないのである。

正解は、「Aの自宅敷地所有権に基づいて、Bに対して瓦礫の撤去を要求する。」であり、これが、物件の請求権、所有権に基づく妨害排除請求権というものである。問題となるのは、この場合の撤去費用の負担者である。Aにとっては、BがAの土地を不法に占拠しているのだから、当然費用はBが負担すべきであると主張することになるが、今回のような自然現象等の不可抗力によつて妨害状態が発生

した場合、Bに費用負担をさせることは気の毒であるとするのが判例及び裁判例である。

平常時に通有する個人の所有権理論を前提すると瓦礫撤去は永久に進まないであろうから、瓦礫撤去の国費負担と併せて特別立法が必要であろう。

二、ネガティブ・オプション

今回のような大災害の後でも人の不幸につけ込む輩はいるようであり、緊急対応用品袋などと称したものの袋の中には「一応缶詰やラジオなどが入っている」を被災地近辺の住民に一方的に送りつける不届きな業者が出現している。袋と一緒に「一週間以内に返品されない場合は購入したものとみなします。」と書かれた書面が同封されているが、この場合一週間以内に返品しない場合、売買契約は成立して代金支払義務が発生するのであろうか？ 答えは、NOである。

契約とは申込をする者と承諾をする者との相対する意思表示の合致によりはじめて成立するものであり、申込者が「返品しなければ契約は成立する。」などと勝手に承諾の方法を決定する権利は存在しないからである。それでは、送りつけられた物を返品しない場合、永久的に保管しておかなければならないのであらうか?こちらも、NOである。

このように「一方的に送り付けられた物については特定商取引に関する法律五九条により、商品の送付があった日から起算して一四日、または、業者に商品の引取りを請求した日から起算して七日経過するまでの間、使用せず」に「自らの財産」と同一の注意を持って保管しておけばよく、これらの期間が経過した後は、商品を手由に処分してかまわない。

三、地震で休業した場合の 賃金支払義務について

第三セクターで地元産品の加工業を営む第三セクターの工場が地震で倒壊し、休業せざるをえなくなった場合、第三セクターは賃金、休業手当を支払う必要があるのか?

答えは、NOである。前号でも述べた民法五三六条二項が今回も登場する。同条は、当事者双方の帰責事由がない場合は、債務者は反対給付を受ける権利を有

しない旨定めている。使用者および労働者のいずれにも帰責事由がないことにより、労働者の債務である労務提供ができなかった場合、反対給付である賃金を受け取れないことについては債務者である労働者が危険を負担するというものであって、民法上の危険負担に関する原則どおりとなる「フック・クレーンの原則」である。

ただ、同条二項は、債権者(使用者)の「責に帰すべき事由」による債務者(労働者)の履行不能の場合、賃金請求権を失わないとしているが、「責に帰すべき事由」とは、故意、過失または信義則上故意過失と同視すべき事由であるから、工場倒壊が地震によるものである場合には不可抗力であって該当しない。

次に、労働基準法二六条は休業手当について、「使用者の責に帰すべき事由」による休業の場合は、使用者は労働者に六割以上の手当を支払わなければならない」と定めているので、民法同様「使用者の責に帰すべき事由」の解釈が問題となる。労働基準法二六条の「帰責事由」は、民法五三六条二項の「帰責事由」よりも広いと考えられているが、厚生労働省Q&Aによれば「①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故である」との二つの要件を満たす場合は、不可抗力の休業として、使用者の責に帰すべき

事由には当たらず、使用者に休業手当の支払義務はないとしているので、賃金と同様の結論になる。労働者の方にとっては誠に気の毒であるが、雇用調整助成金制度(雇用保険法六二条)の活用等で対応するしかなさそうである。

四、失踪宣告と戸籍法八六条の特例

震災後半年近く経過しているが、いまだに多数の方が行方不明となっている。ご家族の方の心中はいかばかりかと推察するが、死亡が確認できていない以上、法律上は死亡したものとは扱わないのが原則である。したがって、相続は開始しないし、死亡を原因とする各種給付の支払いを受けることもできない。

しかし、死亡が確認できないからといっていつまでも生存者として扱うことは、永久に法律関係が安定しないことになる。そこで、行方不明者について、配偶者、法定相続人などの利害関係人の請求によつて、家庭裁判所が審判により、行方不明者の失踪を宣告すれば、行方不明になつて七年経過した時点で死亡したものとみなされるのが失踪宣告制度である(民法三〇条二項)。災害など死亡の原因となるべき危難に遭遇した者については、一年間生死不明の状態が続きと失踪宣告が可能となり危難が去ったときに死

亡したものとみなされるから民法三〇条二項、三二条、東日本大震災において行方不明となつた者は、一年間生死不明の状態が続けば失踪宣告が可能となり、危難が去ったとき、つまり、今年の三月二日に死亡したものとみなされ、今年の三月二日以後、それでも相続開始まで一年間は待たなければならないことになり諸々の不都合が生じることになる。

失踪宣告と似た制度に認定死亡というものがある(戸籍法八九条)。これは、水難、火災その他の事変によつて死亡した者がある場合には、遺体が発見されない場合であっても死亡したことが確実と認められる者については、戸籍に死亡の記載をするため、官公署が死亡の認定を報告するため、官公署が死亡の認定を報告するところである。但し、法律上死亡したものとみなされるのではなく、死亡が推定されるにとどまる点において失踪宣告とは異なるし、あくまでも行政上の措置であつて、必ずしも行方不明者の家族の申し出によつて認定死亡が認められるとは限らない。そこで、本年六月七日、法務省は、戸籍法八六条の死亡届に必要とされる書類について特例を設けて、遺体が発見されなくても死亡届がでる旨の通達を行い、死亡したときは平成三年三月二日午後不詳と記載するように地方事務所に通達した。瓦礫撤去についてもそのような迅速かつ柔軟な対応が望まれる。